

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

(平成十四年一月二十三日 政令第六号)

内閣は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百四号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十四年五月三十日とする。